

令和2年度 第1回奈良の木利用拡大検討委員会概要

日時： 令和2年9月30日（水）15:00～17:00

場所： 奈良県文化会館 集会室A・B

1. 開会

2. 開会挨拶

水循環・森林・景観環境部長より挨拶

3. 委員紹介

事務局より委員紹介

出席委員：東委員、伊藤委員、海堀委員、川村委員、北村委員、杉本委員、谷奥委員、
西垣委員、山田委員

4. 新プラン作成について

事務局より資料1-1、1-2に沿って説明

5. 条例の概要について

①「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」及び「指針検討資料」の概要

事務局より資料2-1、2-2に沿って説明

②「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」の概要

事務局より資料3に沿って説明

6. 奈良県林業・木材産業振興プランの進捗状況について

事務局より資料4に沿って説明

7. WGの検討概要について

①奈良県の森林の現状及び林業・木材産業の現状と課題

事務局より資料5に沿って説明

②素材安定供給WG・流通拡大WGの概要

事務局より資料6に沿って説明

8. 新プランの施策と取組内容について

事務局より検討資料に沿って説明

委員意見概要

施策Ⅰ：「県産材の安定供給の促進」に関する主な意見

①大径材の市場が縮小していることから、マーケティングを考える必要がある。

施策Ⅱ：「県産材の加工流通の促進」に関する主な意見

②構造と内装とでは、流通の仕組みや担い手が異なる。非住宅については、物件ごとに条件が異なるため、整理する必要がある。

③林業の視点では、川上から整理することになるが、県民に対しては、川下から説明するなどの検討が必要である。

施策Ⅲ：「県産材の利用促進」に関する主な意見

④県産材の良さを確実に伝えることが大切である。県産材のプロモーションは、イベントや展示会に人を呼べない状況の中、デジタルを活用して発信する必要がある。また、生産量が増えて安定供給ができると、価格競争が起きる可能性がある。発信の仕方を検討する必要がある。

⑤県民が木材に触れる機会をあらゆるところで持つという意味で、県内の一部の地域で県産材を利用した建築物を整備するのではなく、場所的、立地などの視点も必要である。

⑥県産材は、使わなければならない状況にない限り使うことはほとんどない。他県産材との違いは、県産材は、高齢の優良材であること。付加価値の高い県産材を川下へ提案するには、どのような相手に、どのように提案していくのかを検討する必要がある。

⑦設計者には、木材に対する苦手意識を持つ人が多い。木材を使いやすくする施策を検討する必要がある。

⑧公共施設の発注・施工などに施策が見える形で活かしてもらいたい。そのためには、地域認証材の認証、JAS材の認証が不可欠となる。JAS認証の普及活動をする必要がある。また認証費用に対する支援をしてもらいたい。

⑨公共施設での県産材利用推進の打ち出し方が弱い。県が発注する際、条件を付けることができないのか。県が、公共建築物の建設にあたって、県産材を使う条件を整備する必要がある。

⑩住宅の建築事情は変化している。柱を使って家を建てる時代から、壁で建てる時代となった。中長期の計画では住宅事情の変化を考慮する必要がある。

施策Ⅳ:「人材育成及び確保」、施策Ⅴ:「普及啓発」、「山村の活性化」および「木の文化の継承」に関する主な意見

⑪奈良県フォレスターなど、新たな人材育成によりPR力は高まる。PR普及・啓蒙について、インターネットを活用して進めていく必要がある。

その他

⑫国内需要の中で、県産材の競争力が低い理由を分析する必要がある。各施策の目標数値を出すには、根拠となる情報や分析が必要である。

9. 今後のスケジュールについて その他

事務局より今後のスケジュールを説明

11月上旬ごろにプラン素案を示す予定

以上